

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 1 日

一般社団法人 日本自動車購入協会
代表理事 井上 貴之 殿

経済産業省製造産業局自動車課長 伊藤 政道

中古車の一括査定媒体を利用した
消費者と自動車買取事業者とのトラブルへの対応について

標記について、中古車の一括査定媒体を利用し自動車買取事業者に自動車を売却した消費者が、契約代金の支払いを受けられない事案が発生していると承知しています。また、これらは一部報道機関にも取り上げられるなど、社会的関心も集まっています。

こうした消費者被害を未然に防止するため、貴団体におかれては、傘下会員や関係機関と連携しながら、下記のとおり業界の適正化に向けた取組を推進いただけるよう御協力をお願いいたします。

記

本事案に関し、傘下会員企業等に対し注意喚起いただくとともに、具体的な対応策の検討や一括査定媒体に掲載する企業の基準の検討などの取組をお願いいたします。加えて、自動車買取に係る広告については、価格等に関して過剰表現がされることのないよう、業界団体において広告表示に対するルール作成等を推進していただくようお願いいたします。